

女性活躍推進法第21条に基づく情報の公表【公表必須項目】

1 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分①	令和8年度
管理的地位にある職員	19.2%

区分②	令和8年度
管理・監督職にある職員	33.1%

【説明欄】

- 1 国の定義により令和8年4月1日時点における職員数により算出。
- 2 区分①については、国の定義により課長相当職（課長級・担当課長級）以上の職員により算出。
- 3 区分②については、主任主査級以上により算出。

2 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
部局長・次長相当職	10.3%
課長相当職	19.2%
課長補佐等相当職	46.5%
係長相当職	31.7%

【説明欄】

国の定義により令和8年4月1日時点における職員数により算出。

3 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和8年度
男性	77.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和8年度
男性	—
女性	100.0%

2 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.3%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	2.5%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	29.1%	0.0%	—	6.3%
1月超3月以下	31.6%	0.0%	—	18.8%
3月超6月以下	19.0%	2.0%	—	6.3%
6月超9月以下	7.6%	1.0%	—	50.0%
9月超12月以下	5.1%	6.9%	—	18.8%
12月超24月以下	3.8%	8.8%	—	0.0%
24月超	0.0%	81.4%	—	—

【説明欄】

- 1 育児休業取得率は勤務条件調査における数値を引用。
- 2 育児休業の取得期間の分布状況は勤務条件調査を引用。ただし、国の通知、FAQにより、以下の条件により算出している。
 - (1) 前年度に新たに育児休業を取得した職員における取得期間。
 - (2) 同一の子について同年度中に2回以上の育児休業を取得し、かつ休業期間の始期が同年度内にある育児休業の場合は期間を合計する（延長含む）。

4 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和8年度
内部部局等	130.9時間/月
内部部局等以外	118.6時間/月

【説明欄】

内部部局等は、市役所本庁等（東庁舎・西庁舎・福祉会館・消防本部）における部局から算出し、内部部局等以外はそれら以外の部局により算出。